

地方創生関連事業

ー観光まちづくり

- ・広域観光周遊ルート形成促進事業
- ・観光地域ブランド確立支援事業
- ・地域資源を活用した観光地魅力創造事業

平成27年11月13日

国土交通省

広域観光周遊ルート形成促進事業

複数の都道府県を跨って、テーマ性・ストーリー性を持った一連の魅力ある観光地を、交通アクセスも含めてネットワーク化して、外国人旅行者の滞在日数(平均6日~7日)に見合った、訪日を強く動機づける「広域観光周遊ルート」の形成を促進し、海外へ積極的に発信する。

認定ルート

本年6月12日に、全国で7ルートを国土交通大臣認定

①「アジアの宝 悠久の自然美への道 ひがし北・海・道」
(「プライムロード ひがし北・海・道」推進協議会)

④「美の伝説」
(関西広域連合、関西経済連合会、関西地域振興財団)
⑤「せとうち・海の道」
(瀬戸内ブランド推進連合、瀬戸内観光ルート誘客促進協議会)
⑥「スピリチュアルな島~四国通路~」
(四国ツーリズム創造機構)
⑦「温泉アイランド九州 広域観光周遊ルート」
(九州観光推進機構)

②「日本の奥の院・東北探訪ルート」
(東北観光推進機構)

③「昇龍道」
(中部(東海・北陸・信州)広域観光推進協議会)

各ルートの取組

- マーケティング調査
- 計画策定(専門家の招へい等)
- 受入環境整備(多言語表記、無料Wi-Fi環境の整備等)
- 広域周遊ツアーの企画
- 海外プロモーションの実施
- その他広域の地域共通の取組等

↑ 国の支援

※当図は骨太な観光動線及び広域観光周遊を構成するルート例を概略的にイメージ化して表記したもの。

観光地域ブランド確立支援事業（観光圏の整備）

観光圏整備法(注)に基づき、自然・歴史・文化等で密接な関係のある観光地を一体とした地域（観光圏）において、地域の関係者が連携し、幅広い観光資源を活用することにより、国内外の観光客が2泊3日以上滞留・周遊ができる観光地域づくりを促進する。
(注)観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞留の促進に関する法律

観光圏整備実施計画

観光圏の魅力向上に資する事業の実施計画

【作成主体】

事業の実施主体が共同して作成
(観光事業者、宿泊事業者、交通事業者等による共同作成)

【実施内容(例)】

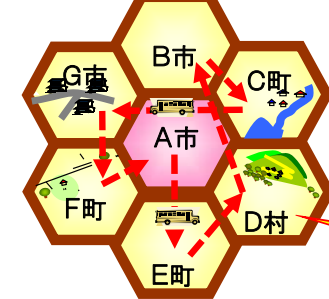
- **計画策定**
・ブランドを確立するための戦略 等
- **宿泊魅力の向上**
・おもてなし向上研修 等
- **滞在コンテンツの充実**
・体験メニューの作成 等
- **移動の利便性の向上**
・交通機関の共通パスの作成 等
- **情報発信の充実・強化**
・ワンストップ窓口の構築 等

戦略的・一体的な
事業実施による



滞在・周遊ができる 観光地域の形成

観光圏整備のイメージ



滞在・周遊を促進

国土交通大臣認定 (これまでに13圏域を認定) ※ 事業をマネジメントする体制 (観光地域づくりプラットフォーム)の構築が必要

認定を受けた観光圏に対する支援措置

○観光地域ブランド確立支援事業

計画策定、滞在コンテンツの充実、情報発信等の事業に対し、補助を実施

○旅行業法の特例

宿泊施設において、着地型ツアーの販売が可能

○社会資本整備についての配慮

取組と合わせて景観整備等を一体的に推進

○農山漁村活性化法の特例

農産物の直売所の設置等を支援対象とする
農水省交付金の申請手続きの簡素化

事業実施例

八ヶ岳観光圏

- 体験メニューの作成
日本有数のすばらしい星空を鑑賞することができる星空鑑賞滞在プログラム。



海の京都観光圏

- ガイドの育成
地元のガイドが、舟屋の歴史や暮らしを案内。



地域資源を活用した観光地魅力創造事業

地域の観光資源を世界に通用するレベルまで磨き上げ、観光資源を活かした地域づくり施策と、マーケティング、外国人受入環境整備、二次交通の充実等の観光振興のための施策をパッケージで支援。

地域の観光資源の例

- 歴史的景観
- 自然や伝統文化
- 「農」と観光の融合
- 地域産業との連携等

地域の取組

協議会：市町村、観光協会、交通事業者、関係行政機関その他地域づくりの関係者

計画の策定（数値目標、取組体制、事業内容等）

マーケティングの実施

地域の魅力を高める取組の実施

- | | |
|---------------------------------|---------------------------|
| ① 滞在コンテンツの充実・強化
着地型旅行商品の造成 等 | ② 来訪需要の喚起
一元的な予約システム化等 |
| ③ 来訪者の利便性等向上
二次交通の実証運行 等 | ④ 外国人受入環境整備
案内ガイドの育成 等 |

取組の評価を踏まえた計画の見直し

事業実施例

新幹線開業を契機とした自然体験型観光 ＜新潟県妙高市＞

- 国立公園における自然体験型旅行商品の造成。
- 上越妙高駅からの二次交通のアクセス改善。



北陸新幹線の延伸



妙高戸隠連山国立公園

クルーズ船寄港を活用した地元密着型観光 ＜宮崎県日南市飫肥（おび）＞

- 伝統的建造物群保存地区を活用したクルーズ客への体験・交流型旅行商品の造成。
- 商品販売等の強化による地域経済の活性化。



急増するクルーズ客



飫肥の伝統的建造物群

国によるパッケージ支援

マーケティングの実施
マネジメント（各事業の一体的実施）成果把握



案内の多言語標記化



案内ガイドの育成・研修



観光案内所の機能強化
ウェブ予約一括システムの構築



体験型・交流型滞在プログラムの
企画・開発・提供

二次交通の確保

参考資料

まち・ひと・しごと創生本部事務局

地方創生の深化のための新型交付金の創設等について

平成 27 年 8 月 4 日
まち・ひと・しごと創生本部決定

地方創生は、平成 27 年度中に「地方版総合戦略」が策定され、平成 28 年度より具体的な事業を本格的に推進する段階に入ることとなる。

これを受けて、国の総合戦略に盛り込まれた政策パッケージをより一層拡充・強化し、国による多様な支援（情報支援、人的支援、財政支援）を講ずることにより、地方創生を深化させていく必要がある。

このため、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）及び「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）に基づき、以下の統一的な方針に沿って、「新型交付金」の創設等に取り組む。

1. 新型交付金の創設

（1）新型交付金は、従来の「縦割り」事業だけでは対応しきれない課題に取り組む地方を支援する観点から、地方公共団体による自主的・主体的な事業設計に合わせ、具体的な成果目標と PDCA サイクルの確立の下、官民協働や地域間連携の促進、地方創生の事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成等の観点で先駆性のある取組や、地方自らが既存事業の隘路を発見し打開する取組（政策間連携）、先駆的・優良事例の横展開を積極的に支援する。なお、公共事業関係費及び施設整備費のうち、地方創生に密接に関連するものについても対象とする。

（2）新型交付金に係る平成 28 年度予算の要求・要望は、地方からの要望等を踏まえ、予算額で 1,000 億円を超える規模（事業費で 2,000 億円を超える規模）のものとする。

その財源は、「平成 28 年度予算の概算要求に当たつての基本的な方針について」（平成 27 年 7 月 24 日閣議了解。以下「シーリング」という。）に基づき、以下の通り、関係府省が連携し、地方創生関連の事業に予算要求を重点化することで確保する。

- 一. 内閣府において、所管の地域再生戦略交付金及び地域再生基盤強化交付金を再編し、580 億円程度の要求及び要望を行う。
- 二. 平成 27 年度予算においてまち・ひと・しごと創生関連事業のための予算（以下「地方創生関連予算」という。）を計上している関係府省は、一般会計における地方創生関連予算以外の裁量的経費について合理化・効率化を行い、地方創生関連予算に重点化する中で、「新型交付金」のための要求及び要望を行う。具体的には、関係府省は、平成 28 年度における地方創生関連予算について、平成 27 年度の地方創生関連予算基礎額¹における関係府省の計上額に同じ、地方創生関連予算に重点化する中で、それぞれ次のように要求及び要望を行い、総額 500 億円程度を確保する。

¹ 一般会計における地方創生関連予算から、地域再生戦略交付金、地域再生基盤強化交付金、沖縄関係経費（沖縄一括交付金、北部振興事業、沖縄教育振興事業、駐留軍用地跡地利用の推進、沖縄科学技術大学院大学）、義務的経費（シーリングにおける取扱に準ずる。）を除いたもの。

① 地方創生関連予算について、地方創生関連予算基礎額に係る要求上限額²に、その9分の1に相当する額を加算した額以上の額を要求し、地方創生関連予算基礎額に係る要望上限額³に、その9分の1に相当する額を加算した額以上の額を要望。

② ①のうち、新型交付金として、要求に係る上記加算額以上の額を要求し、要望に係る上記加算額以上の額を要望⁴。

新型交付金に係る要求及び要望（上記一．及び二．②）は関係府省において行い、平成28年度予算編成プロセスを経て、総額を内閣府に計上する。

（3）政府における新型交付金の交付対象とする個別事業の選定・検証や先駆的・優良事例の提案等については、関係各省庁の参画を得ながら内閣府において対応する。

2. 地方創生関連補助金等の見直し

地方創生関連補助金等については、適切な KPI や PDCA サイクルの整備、手続のワンストップ化等による「縦割り」の弊害防止等の見直しを行う。このため、平成28年度予算の概算要求に当たり、下記についてまち・ひと・しごと創生本部事務局が関係府省と協力して進める。

① 「総合戦略」に掲げられた基本目標達成に向けて適切な KPI や PDCA サイクルを整備

② 類似の目標や目的掲げる事業を可能な限りワンストップ化
これを進めるに当たっては、地方公共団体にとっての使い勝手を改善することが重要である。

なお、関係府省の個別事業については、行政事業レビューのプロセスにおいて自己点検及び外部有識者による点検・検証が行われる。地方創生関連補助金等の見直しは、このプロセスと連携し、まち・ひと・しごと創生本部事務局が行政改革推進本部事務局と協働する形で進める。

3. 地方創生予算全体の確保

国による財政支援として、平成26年度補正予算、平成27年度当初予算において、地方創生関連補助金等に加え、まち・ひと・しごと創生事業費による地方財政措置の充実、地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）が措置されている。地方公共団体がそれぞれの「地方版総合戦略」に沿った施策を今後着実に実行できるよう、地方創生予算全体を安定的に確保することが必要である。

特に、新型交付金の創設に際しては、地方創生関連補助金等や地方財政措置との役割分担を明確にし、平成28年度予算に向けて、概算要求段階から関係府省が連携・協働することが重要である。

² 平成27年度の地方創生関連予算基礎額に100分の90を乗じた額。

³ 平成27年度の地方創生関連予算基礎額に係る要求上限額に100分の30を乗じた額。

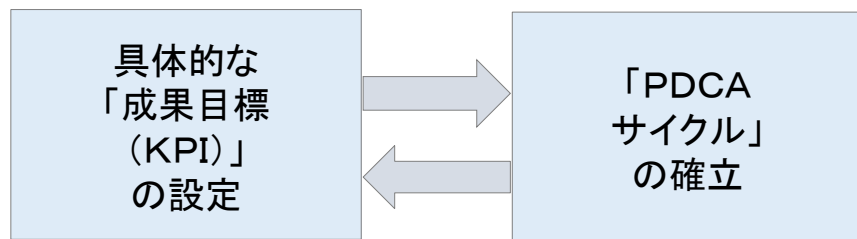
⁴ 関係府省のそれぞれの要求・要望に当たって、平成27年度予算における各関係府省の裁量的経費に対する割合が、0.7%以上の場合は、金額を調整することができる。

地方創生の深化のための新型交付金

28年度概算要求額 各府省合計 **1,080億円**【うち優先課題推進枠307億円】（新規）
（事業費ベース 2,160億円）

事業概要・目的

- 統一的な方針の下で関係府省が連携し、地方創生予算への重点化により財源確保を行い、28年度において新たな交付金を創設（「骨太の方針」「創生基本方針」）
- 地方創生の深化に向けた地方公共団体の自主的・主体的な取組を支援
- KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援

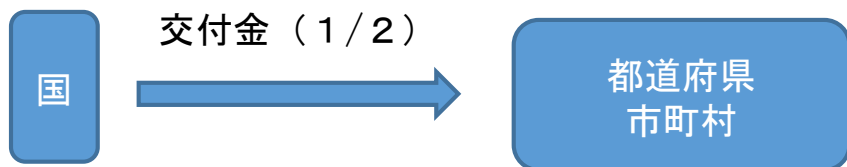


事業イメージ・具体例

【想定される支援対象】

- ① 先駆性のある取組
 - ・ 官民協働や地域間連携、地方創生の事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
 - 例) ローカル・イノベーション、ローカルブランディング、日本版DMO、生涯活躍のまち（日本版CCRC）、小さな拠点 等
- ② 既存事業の隘路を発見し、打開する取組（政策間連携）
 - ・ 地方公共団体自身が既存事業の隘路を発見し、打開するために行う取組
- ③ 先駆的・優良事例の横展開
 - ・ 地方創生の深化のすそ野を広げる取組

資金の流れ



期待される効果

- 先駆的な取組等を後押しすることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化の実現に寄与

地方創生の深化のための新型交付金における先駆的な事業例

◆ローカルイノベーション

- ・明確な出口戦略の下、大学、研究機関、企業、金融機関等の連携を促進し、日本型イノベーション・エコシステムの形成や地域中核企業等への支援等を通じて地域の「稼ぐ力」を引き出す取組を行う。

◆サービス生産性の向上等

- ・地域におけるサービス産業の生産性の向上のため、地域金融機関、商工会議所等との連携強化を図る。また、事業者と支援人材とのマッチング等を行う。
- ・対内直接投資の拡大に資するよう、地域におけるビジネス環境の改善、新陳代謝や標準化の促進を図る。

◆生涯活躍のまち(日本版CCRC)/移住促進

- ・生涯活躍のまち(日本版CCRC)の創設により、高齢者の移住・住み替え支援、就労、生涯学習、社会参加の確保や地域コミュニティの形成に資する取組と併せて、地域への移住を促進する施策を総合的に行う。

◆「小さな拠点」等によるコミュニティビジネスの活性化

- ・「小さな拠点」等を核に、生活機能の確保に加え、都市部との交流による観光誘致や地域資源の活用によるコミュニティビジネスの活性化を図り、自立的な集落の実現を目指す。

◆ローカルブランディング/DMOを核とした観光振興

- ・地域の農林水産業・観光等の成長産業化に向けて、必要な人材・資金等を域外から呼び込むとともに、地域商社的な機能を有した新たな推進体制の形成等を通じ、販路の開拓に向けた環境整備を行う。
- ・広域観光戦略の実現に向け、多様な関係者の協働及び地域間連携を引き出し、日本版DMOを確立する。

◆地方創生推進人材の育成・確保

- ・今後、地域において、地方創生を担う様々なタイプの専門人材が求められることから、産学官等と連携した、地方創生に向けた取組の核となる人材の育成・確保を進める。

◆地域ぐるみの働き方改革

- ・出生率向上の取組の一環として、20～30代の子育て世代の雇用者等をターゲットとした長時間労働の見直しなど働き方改革に官民が協働して取り組む。

◆コンパクト化と公共交通ネットワークの形成等

- ・一定の地域に人と企業を集積する「密度の経済」を実現するため、都市のコンパクト化や公共交通網の再構築、公共インフラや既存ストックの有効なマネジメントなどに資する取組の連携の促進と、その戦略的な運営に取り組む。

※ 上記の事業例は現時点のものであり、今後、関係各府省庁の参画を得ながら、先駆的な事業例の具体化を進める。